

## 木材共販所運営規則

平成18年 2月 6日制定  
平成20年11月27日改定  
令和3年 3月31日改定  
令和5年 3月31日改定

第1条 徳島中央森林組合「以下組合という」の神山共販所及び勝浦郡木材センター「以下共販所という」は本規則に基づいて運営するものとする。

第2条 出荷主「以下荷主という」及び取引に参加する者は本規則の定めるところによる。

第3条 共販所において、取引に参加できる資格者は次のとおりとする。

- 1 製材業者及び木材取り扱い業者「以下買方という」であって、組合が指定するものとする。
- 2 取引をしようとする買方は、取引申込書及び取引契約書を組合に提出する。ただし、取引申込書及び取引契約書は、組合の承認する保証人と連帯して組合に提出しなければならない。
- 3 買方は、組合の定める保証金を納入するものとする。保証金は、買取り予定価格「1回の市の買取り価格」の10%以上とする。ただし勝浦郡共販所においては、従前よりの慣習により保証金の徴収は行わないものとする。
- 4 保証金に対する金利は、無利息とする。取引契約書に記載してある場合においても同様とする。
- 5 買方が代理人をして市買いする場合は、あらかじめ組合の承認を受けなければならない。
- 6 買方の取引限度額は、隨時組合において定める。また組合が必要と認めたときは、買方に対して担保の提供を要求することがある。

第4条 市日は組合が定め、予め関係者に通知するものとする。

第5条 市売りは、競売または入札売「以下市売りという」の方法とすることとするが、組合が随意（付売り）により販売することもできるものとする。

第6条 買方よりの代金徴収及び荷主に対する代金の決裁は次のとおりとする。

- 1 買方は、市日から30日以内に、組合の指定する口座への振り込みをもって組合へ支払いするものとする。
- 2 市日以後、代金納入が30日を超える場合は、組合は超過日数に対して年利7.3%

の延滞損害金を徴収できるものとする。

3 荷主に対する代金決裁は、15日以内に精算するものとする。

第7条 組合の検尺係員の行う検量に対しては、売買取引成立後荷主、買方双方とも異議申し立てないものとする。第8条売買物件はの引き渡しは、共販所土場渡しとする。以後組合はその責を負わない。

- ② 引き渡し期間は市日より7日間とする。
- ③ 積込費及びその他の費用は買方の負担とする。
- ④ トラック積込または運搬を組合に依頼する場合は、所定の使用料を支払う。
- ⑤ やむを得ない事情により組合の了解を得た場合は、所定の土場料を支払い、期間を延期することができる。土場料は、1日につき1立方米当たり100円とする。

第8条 荷主による組合への市売り委託は、文書又は口頭申し出と現品受け付けによるものとする。

第9条 荷主の出荷物件は、市売り後買方に引き渡すまで組合において保管する。

第10条 荷主は、所定の組合手数料及び棊立料を負担するものとし、精算時に差引くこととする。

第11条 買方との契約は次の場合に解除する。

- 1 契約に違反したとき。
- 2 買方において不都合なる行為があるとき。

② 前各号の場合、組合は単独解除することができる。その場合、保証金は没収するものとする。

第12条 前条の解約によって生じた損失に対しては、買方においてその責任に任ずるものとする。

第13条 第11条に規定する契約解除以外の解除の場合は、契約解除と同時に保証金を返還する。

#### 附 則

この規則は、平成18年2月6日より施行する。

この規則は、令和5年4月1日より施行する。